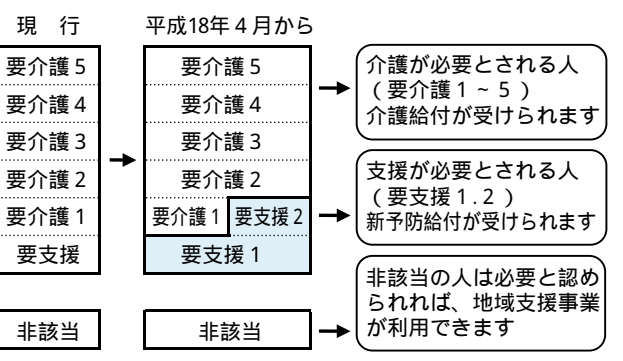
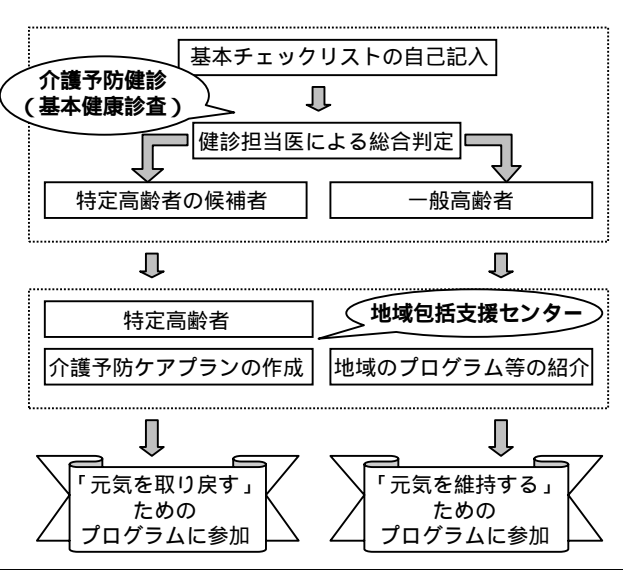


# 介護保険制度が4月から変わります

### 図1 要介護認定の見直し



### 図2 「地域支援事業サービス」の流れ図



これからの超高齢社会に備え、介護や支援を必要とする人を抑え、元気な高齢者を増やし、また、介護や医療、福祉など利用者が総合的なサービスを利用できるようにすることや、これからも円滑に運営、維持されるために介護保険制度が見直されました。

**4月からの主な改正点**  
介護予防を重視した給付や事業を行います  
住み慣れた地域での生活を支援するサービスが始まります  
負担のあり方や制度運営の見直しを行います

平成18年度、平成20年度の介護保険料は、町田市介護保険事業計画審議会が審議中です  
**地域密着型サービスの創設**  
一人暮らしの高齢者や認知症（痴ほう）の高齢者が増加する

要介護認定の見直し（図1）により、軽度の要介護者（要支援1、要支援2）の高齢者への介護予防マネジメントをします。  
医療・介護・福祉のサービスを総合的にマネジメントします。  
高齢者の虐待防止のための相談

「町田市介護保険事業計画（案）」について、皆さんの「意見」を要望をお聞かせ下さい。  
「町田市介護保険事業計画（案）」は2月1日から市政情報「やまびこ」、高齢者福祉課、町田市ホームページでご覧いただけます。  
提出期間 2月1日～8日  
提出方法 直接または郵送、FAX、Eメールで高齢者福祉課（〒194-0013、原町田5-8）へ  
21-0912、FAX 721-0913、Eメールcity170@city.nachida.tokyo.jp

「特定高齢者」を決めることになり、その後「特定高齢者」の方々は「地域支援事業サービス」のプログラムをご利用いただくことができます。また、ご利用にあたり地域包括支援センターが「介護予防プラン」を作成いたします。身体状況や支援状況等の改善が見込まれたと判断された場合は、「特定高齢者」のためのプログラムから「一般高齢者」のためのプログラムへと移行することになります。

**郵送調査を実施します**  
現在「生活支援型サービス」をご利用になられている方々に対して、2月1日から、郵送による調査を実施します。これは、「健康チェックリスト」にお答えいただくもので、4月以降のサービスに大変重要な調査となります。同封する返信用封筒でご返送下さい。  
町高齢者福祉課 ☎721-0912 または ☎724-2146

か、自宅で生活する高齢者への支援の必要性が高まっています。そこで在宅支援を強化するために、身近な地域での特性に応じた多様な「地域密着型サービス」を創設します。

**【サービスの例】**  
小規模多機能居宅介護、認知症高齢者グループホーム、認知症高齢者デイサービスなど

**地域包括支援センターの創設**  
虐待など高齢者がかかえるさまざまな問題をどこに相談すればいいのか、また、介護保険のサービスと医療や福祉でのサービスをどのように有効に選択して使っていくべきかなど、高齢者の生活を総合的に支援する「地域包括支援センター」を創設します。

「特定高齢者」を決定するにあたり、保健師、社会福祉士、ケアマネジャーなどが専門性を生かしたマネジメントをします。  
**「生活支援型サービス」が移行されます**  
いつまでもいきいきと自分らしく生きることを実現する手だてが「介護予防」です。病気の老化のサインをいち早く発見し、適切な対策を行うことにより「元気を維持」でき、「元気を取り戻すこと」ができるようになります。

「特定高齢者」を決めることになり、その後「特定高齢者」の方々は「地域支援事業サービス」のプログラムをご利用いただくことができます。また、ご利用にあたり地域包括支援センターが「介護予防プラン」を作成いたします。身体状況や支援状況等の改善が見込まれたと判断された場合は、「特定高齢者」のためのプログラムから「一般高齢者」のためのプログラムへと移行することになります。

「特定高齢者」を決めることになり、その後「特定高齢者」の方々は「地域支援事業サービス」のプログラムをご利用いただくことができます。また、ご利用にあたり地域包括支援センターが「介護予防プラン」を作成いたします。身体状況や支援状況等の改善が見込まれたと判断された場合は、「特定高齢者」のためのプログラムから「一般高齢者」のためのプログラムへと移行することになります。

「特定高齢者」を決めることになり、その後「特定高齢者」の方々は「地域支援事業サービス」のプログラムをご利用いただくことができます。また、ご利用にあたり地域包括支援センターが「介護予防プラン」を作成いたします。身体状況や支援状況等の改善が見込まれたと判断された場合は、「特定高齢者」のためのプログラムから「一般高齢者」のためのプログラムへと移行することになります。

「特定高齢者」を決めることになり、その後「特定高齢者」の方々は「地域支援事業サービス」のプログラムをご利用いただくことができます。また、ご利用にあたり地域包括支援センターが「介護予防プラン」を作成いたします。身体状況や支援状況等の改善が見込まれたと判断された場合は、「特定高齢者」のためのプログラムから「一般高齢者」のためのプログラムへと移行することになります。

「特定高齢者」を決めることになり、その後「特定高齢者」の方々は「地域支援事業サービス」のプログラムをご利用いただくことができます。また、ご利用にあたり地域包括支援センターが「介護予防プラン」を作成いたします。身体状況や支援状況等の改善が見込まれたと判断された場合は、「特定高齢者」のためのプログラムから「一般高齢者」のためのプログラムへと移行することになります。

## 3月の検診のご案内

検診名	対象	期日	会場	内容	定員	費用	検診できない方	申し込み	受診案内
肺がん	40歳以上	17日(金)	健康福祉会館	問診、レントゲン直撮、かたん検査	100人	1,200円	【共通】 既に何らかの自覚症状がある方（病院で受診して下さい） 妊娠中または妊娠の疑いがある方	八ガキ（検診ごとに1人1枚）に「肺がん検診申込」「胃がん検診申込」または「乳がん検診申込」と書き、住所・氏名（ふな番）・電話番号・希望日（第3希望日まで）を記入し、2月8日までに健康課（〒194-0013、原町田5-8-21、健康福祉会館内、☎725-5178）へ	3月上旬までにお送りします。
胃がん	35歳以上	20日(月) 22日(水) 23日(木) 24日(金) 27日(月)	木曾山崎センター 鶴川市民センター 健康福祉会館	問診、レントゲン間接撮影（バリウムを飲みます）	各日50人	800円	【肺がん検診】 肺に関する疾患で経過観察中、治療中、手術後の方 【胃がん検診】 胃に関する疾患で経過観察中、治療中、手術後の方 過去1年以内に心臓の発作や脳梗塞等の脳疾患を発生したことがある方 現在治療中の急性期の疾患をお持ちの方 麻痺などがあり検診台の上で自力で回転できない方	【乳がん検診】 乳房に関する疾患で経過観察中、治療中の方 豊胸手術を受けている方 現在、授乳中の方 心臓ペースメーカーを装着している方 腰痛や障がい等により自力でまっすぐに立っていること（10分）が難しい方	受診日の10日前までにお送りします。
乳がん	平成17年4月1日～平成18年3月31日 日齢で40歳～70歳の偶数歳となる女性	4日(土) 6日(月) 7日(火) 8日(水) 9日(木) 10日(金)	健康福祉会館 多摩丘陵病院（下小山町1491） ただし、4日(土)は健康福祉会館のみで実施。	問診、触診、超音波（乳房X線撮影）	各日健康福祉会館64人 多摩丘陵病院10人	2,800円			受診日の10日前までにお送りします。

上記検診はいずれも町田市民で、職場等で検診の機会のない方が対象です。  
肺がん・胃がん検診は年度内（2005年4月～2006年3月）1回受診できます。乳がん検診は2年に1回受診できます。定員を超えて申し込みがあった場合は、抽選になります。抽選にもれた方には、個別に通知します。希望時間の指定ができない集団検診であることをご理解のうえ、お申し込み下さい。  
【非負担について】 次の方は無料になります。  
福医療証をお持ちの方 老人保健法医療受給者証をお持ちの方 高齢受給者証をお持ちの方  
平成17年度の市民税非課税世帯の方 生活保護受給世帯の方  
受診者に郵送される申込書により、検診当日に「負担・非負担」の届出をして下さい。

## 健康案内

### 予防接種

#### 麻しん・風しんの予防接種が変わります

【改正後】  
麻しん・風しん混合ワクチンを単独に1回ずつ接種。  
第1期・第2期の2回接種。  
第1期対象者 1～2歳未満  
第2期対象者 小学校就学前の1年間（保育園・幼稚園における年長児）にある方  
ただし、すでに現行制度で麻しん・風しん両方、またはどちらか一方で接種された方（1歳未満の任意接種も含む）は改正後の混合ワクチン2回接種の対象とはなりません。麻しん・風しんの単独接種の公費負担は今年度限りです。未接種の方は3月31日までに接種しましょう。  
健康課 ☎725-5422

## 検診

### 幼児食講習会

【現行】  
1歳～7歳6か月未満の間に麻しん・風しんの予防接種方法が変わります。  
健康課 ☎725-5422

対象 平成16年3月～平成16年8月生まれの子と保護者  
申し込み 2月22日までに電話で健康課へ。  
健康課 ☎725-5422

## 健康づくり

### 両親学級

【改正後】  
麻しん・風しん混合ワクチンを単独に1回ずつ接種。  
第1期・第2期の2回接種。  
第1期対象者 1～2歳未満  
第2期対象者 小学校就学前の1年間（保育園・幼稚園における年長児）にある方  
ただし、すでに現行制度で麻しん・風しん両方、またはどちらか一方で接種された方（1歳未満の任意接種も含む）は改正後の混合ワクチン2回接種の対象とはなりません。麻しん・風しんの単独接種の公費負担は今年度限りです。未接種の方は3月31日までに接種しましょう。  
健康課 ☎725-5422

## 健康相談

### 市民健康相談

【自分の体に目を向けて（婦人科系疾患の相談）】  
健康課 ☎725-5178  
町田市医師会の協力により、婦人科医師、保健師、栄養士が相談に応じます。  
女性の体に起きる様々な変化や症状について、お気軽にご相談下さい。  
日時 2月16日（木）午後1時30分～3時  
会場 健康福祉会館2階  
定員 10人（申し込み順）  
申し込み 電話で健康課へ。

## 地域医療講演会

### 「介護保険法改正のポイント 介護予防とは？」 口腔機能の向上サービスで何をすればいいか

健康課 ☎725-5471  
直接会場へおいで下さい。  
日時 2月18日（土）午後6時30分～8時30分  
会場 健康福祉会館4階（駐車場はありません）  
内容 本年4月から介護保険法が改正されます。それに伴い、実際のサービスなどで行われる、口腔機能の向上サービスでは、実際に何をすればいいか、介護予防の具体的な歯科におけるプランを作られた平野氏が詳しくお話しします。  
講師 東京都老人医療センター 歯科口腔外科医長・平野浩彦氏